



埼玉大会を終えて

全国肢体不自由養護学校PTA連合会

会 長 木 村 知 鶴

平成 17 年夏、世の中が様々な問題を抱えながら、私たちにも関係深い教育、福祉の面も新しい時代に向かって着実に前進している中で、全国肢体不自由養護学校PTA連合会では第 48 回全国肢体不自由養護学校PTA連合会総会およびPTA・校長会合同研究大会を開催いたしました。

さて、特別支援教育が本格的になり、私たち保護者も様々なかたちで意見を述べさせて頂いております。私たち子どもたちが一生涯を通して充実した人生を送れるよう、保護者も積極的に参画していければと思います。今年度の大会は、関東平野の中央に位置し、首都機能の一翼を担う、多彩な彩の国、埼玉での大会でした。

「21 世紀を生きる子どもたちの、生きがいと自立を支える特別支援教育・肢体不自由教育および社会づくりの推進のため、PTA活動はどうあればよいか」を今年度も研究主題に 6 つの分科会が行われました。この大会では、この分科会の前に講話の時間を設けさせて頂き、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特殊教育調査官の下山直人様を講師にお招きして、「特別支援教育の動向と肢体不自由養護学校の課題」をテーマにお話をさせて頂きました。

参加されたかたは、この講話を聞き、各分科会へ参加することで、より活発な実践発表に対しての意見交換、情報交換がなされました。また、今年度は今まで以上に各分科会がそれぞれに興味深い内容の発表になり、全国の大会として有意義な時間をもつことが出来ました。2 日目には、今回で 3 年目となるシンポジウムを開催いたしました。テーマに「乳幼児期から学校卒業後まで、共に学び共にくらす社会をめざす一貫した支援を求めて」～教育、医療、福祉、労働の連携の在り方～として、埼玉県「児童生徒に心のバリアフリーを育む教育」と「障害のある児童生徒に社会で自立できる自身と力を育む教育」を柱とした取り組みを中心にコーディネーターを前埼玉県特殊学校長会

の林功様にお願いし、埼玉県の特別支援教育についてお話させて頂きました。

シンポジストには、埼玉県特別支援教育課ノーマライゼーション教育推進担当主任指導主事宇田川和久様、社会福祉法人毛呂病院光の家施設長丸木和子様、埼玉県立熊谷養護学校教諭野村春文様、埼玉県立越谷養護学校PTA会員宮尾公望様にそれぞれに各分野からのご提言をしていただきました。その後、テーマアドバイザーとして文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特殊調査官下山直人様、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害福祉専門官渡邊雅浩様、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課障害者雇用専門官小嶋文浩様の 3 名のご来賓の方々にそれぞれの専門分野からのお話をさせて頂き、全国的な現在の状況についてのご提言をいただきました。

会場からも積極的な意見等を聞くことが出来、シンポジスト、テーマアドバイザー、会場からとそれぞれが子どもたちの未来へ向けてこの大会の研究主題を胸に熱い思いのシンポジウムを行いました。

全国肢体不自由養護学校PTA連合会も全国肢体不自由養護学校長会と共に皆様の思いが実現出来るよう、努力していきたいと思っております。

埼玉大会での 2 日間は 1 年後の第 49 回岐阜大会、そして 2 年後の全国肢体不自由養護学校PTA連合会結成 50 周年記念大会への成功へ向けての弾みとなる大会になりました。

この大会を開催するにあたり、関東甲越ブロックの皆様埼玉県学校関係者の皆様、ならびに主管校である埼玉県立越谷養護学校のPTAおよび校長先生、教頭先生をはじめとする学校関係者の皆様の一丸となつての大会成功へのご尽力に心より感謝申し上げます。

第48回(平成17年度) 総会報告

平成17年8月22日(月)、さいたま市「大宮ソニックシティホール」にて、全国肢体不自由養護学校PTA連合会・校長会合同研究大会「埼玉大会」の開催と共に、平成17年度総会が開催されました。提案された議題は総て承認されましたので、以下の通り報告いたします。

(司会 本部事務局長 佐竹京子)

1. 会長挨拶

全肢P連会長(東京都立小平養P会長)
木村知鶴

2. 新加入PTA紹介

本部事務局長 佐竹京子

3. 議長選出

関東・甲越地区 千葉県立桜が丘養P会長
山野幸江
中部地区 愛知県立豊橋養P会長
小久保真由美

4. 議事

- 平成16年度事業報告
全肢P連会長 木村知鶴
- 平成16年度会計決算報告
前本部事務局長 石井利恵
- 平成16年度会計監査報告
監事(東京都立城南養P会長)
森泉由美子
- 平成17年度役員紹介及び承認
全肢P連会長 木村知鶴
- 平成17年度役員挨拶
全肢P連会長 木村知鶴
- 平成17年度事業計画(案)
全肢P連会長 木村知鶴
- 平成17年度会計予算(案)
本部事務局長 佐竹京子
- 表彰者・顧問の推薦と確認
全肢P連会長 木村知鶴

5. 議長解任

6. 感謝状贈呈

全国肢体不自由養護学校PTA連合会 前副会長
(全国肢体不自由養護学校校長会 前会長)
伊藤光雄様
全国肢体不自由養護学校PTA連合会 前副会長
本宿和江様
全国肢体不自由養護学校PTA連合会 前本部事務局長
津久井孝子様

- 平成16年度事業計画案、予算案
- 表彰者の確認および顧問の推薦
- 北海道大会決議文(案)
- 次期埼玉大会について

第2回役員会

平成17年1月27日(木)

於:全国心身障害児福祉財団 4階会議室

●主な審議事項

- 「北海道大会」報告
- 平成16年度事業・会計中間報告
- 「埼玉大会」の実施計画と役割分担について
- 平成17年度事業計画案・会計予算案について
- 平成17年度事務局長の推薦および承認

2. 総会の開催

平成16年8月21日(土)

於:京王プラザホテル札幌

●主な審議・承認事項

- 平成15年度事業報告、決算報告、監査報告の承認
- 平成16年度役員承認
- 平成16年度事業計画案、予算案の承認
- 表彰者の紹介および顧問の承認
- 感謝状の贈呈

3. 第47回全国肢体不自由養護学校PTA連合会総会及びPTA・校長会合同研究大会「北海道大会」の開催

平成16年8月21日(土)～23日(月)

於:京王プラザホテル札幌

主 題 『21世紀に生きる子どもたちの、生きがいと自立を支える特別支援教育・肢体不自由教育および社会づくりの推進のため、PTA活動はどうあればよいか』

(1) 分科会

- 第1分科会 「学校との連携」
- 第2分科会 「地域との連携」
- 第3分科会 「進路確保A(地域・施設等)」
- 第4分科会 「進路確保B(就労・進学等)」
- 第5分科会 「機器の利用」
- 第6分科会 「医療との連携」

(2) シンポジウム

『豊かなライフステージをめざし、一貫した支援を考える』
…「個別の教育支援計画」作成のための家庭、教育、福祉、労働、医療等の連携はいかにあるべきか…

【コーディネーター】

独立行政法人国立特殊教育総合研究所
理事長 細村迪夫氏

【シンポジスト】

旭川肢体不自由児総合療育センター
院長 長和彦氏
札幌市中央区サポートセンター「相談室ぼぼ」
室長 大久保薫氏

北海道真駒内養護学校 教諭 相蘇敏氏
北海道白糠養護学校

PTA会長 田中忠昭氏

【指定討論者】

文部科学省 特別支援教育課
特殊教育調査官 古川勝也氏
厚生労働省 障害福祉課

平成16年度事業報告

1. 役員会の開催

第1回役員会

平成16年8月21日(土)

於:京王プラザホテル札幌

(札幌市中央区北5条西7丁目2-1)

●主な審議事項

- 平成15年度事業報告、決算報告、監査報告
- 平成16年度役員案

障害福祉専門官 渡 邊 雅 浩 氏
厚生労働省 障害者雇用対策課
障害者雇用専門官 小 嶋 文 浩 氏

宮崎県立延岡養 8/23～24 21人
「障害のある子どもの療育」
〔社会福祉法人 全国心身障害児福祉財団主催事業〕
《競輪場を利用した地域指導者養成研修会》
開催会場

4. 会報の発行

- (1) 第71号 会報 平成16年7月15日 20,000部発行
- (2) 第72号 会報 平成16年10月15日 20,000部発行
- (3) 第73号 会報 平成17年1月5日 10,000部発行
〈全国大会（北海道大会）特集号〉

5. 全国心身障害児福祉財団事業

〔国庫補助事業〕

《保護者研修会》

北海道大会実行委員会
第47回PTA・校長会合同研究大会（北海道拓北養）
8/21～23 840人

石川県立養 8/25 50人

「親子で遊ぼう」
東京都立村山養 10/18 156人
「子どもの豊かな可能性をひらく」～教材・教具の果たす役割～

《ボランティア研修会》

京都府立丹波養 6/19 65人

「障害のある児童生徒の理解とボランティア活動」
岡山県立岡山養 8/9 49人

「障害者ボランティア活動のあり方」

《在宅重度障害児集団療育事業》

北海道旭川養 10/2～10/3 58人
「障害児教育における臨床動作法の応用」

神奈川県立平塚養 10/30～31 38人

①「スリーピング理論による側弯に進行予防について」

②「鍼・マッサージ効果による緊張の軽減について」

6. 関係団体事業および行事への参加

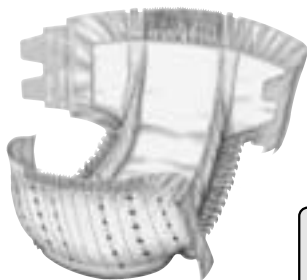
- (1) 関係各省庁への陳情および会議などへの参加要請
文部科学省 6/1・9/16
- (2) 全国特別支援教育推進連盟理事会および行事への参加
●第28回全国特別支援教育振興協議会 12/3への参加
於：国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟101研修室
●理事会 5/17・7/27・10/5・H17/2/10
於：ナールお茶の水
- (3) 全国心身障害児福祉財団父母連絡会議、評議員会その他への参加
●評議員会 5/28
●父母連絡会議（国庫補助事業、日本自転車振興会事業などの説明会） 4/8・6/1
- (4) 社会福祉法人 日本肢体不自由児協会主催
「第23回肢体不自由児・者の美術展」開催への協力
12/9～12/12
●運営委員会 第一回5/19 第二回9/30
於：日本肢体不自由児協会会議室
●審査会 10/20

リブドゥ テープ止めタイプ
ジュニア

ベビー用より大きく大人用より小さいサイズ

スキマのモレをガードします

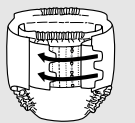
ヒップサイズ
50cm～80cm



- 身体の丸みにあわせたカタチ
- 左右に広げた立体ギャザー
- 前後のしっかりガードギャザー
- 強度のある粘着テープ

優れたポイント

ヒップサイズが小さい方には、白いテープの上に重ねてつけられるので、より身体にフィットします。



消臭ポリマー配合

リブドゥ はくパンツ 男女兼用
ジュニア

ベビー用より大きく大人用より小さいサイズ

安心のたっぷり吸収
やわらかく はきやすい

ウエストサイズ
45cm～60cm



- しっかりガードギャザー
- パッドピットリゾーン
- 吸収量大幅アップで安心
- ソフトギャザー
- 全面通気シート
- ふんわりやわらか素材

消臭ポリマー配合

サンプル請求／宅配購入を、ご希望の場合は (株)ハーベスト フリーダイヤル 0120-062-055

お申し込みの際「養護学校生」とお伝えください。

- テープ止めタイプジュニア1袋(34枚入)…2,780円
- はくパンツジュニア1袋(24枚入)…1,980円

※いずれも消費税、送料込み

商品、試供品に関するお問い合わせは (株)リブドゥコーポレーション マーケティング部 フリーダイヤル:0120-271-361



株式会社リブドゥコーポレーション 〒541-0048 大阪市中央区瓦町1丁目6番10号

平成 16 年度 会計決算報告

<収 入>

単位 円

| 項 目 | 16 年度予算 | 16 年度決算 | 摘 要 |
|---------------|-----------|-----------|---|
| 前 年 度 繰 越 金 | 534,974 | 534,974 | |
| 会 費 | 5,904,150 | 5,932,150 | 350 円×16,949 人 在籍児童生徒数 (分担金) |
| 日本自転車振興会補助金 | 859,000 | 859,000 | 日本自転車振興会補助金 (会報第 73 号大会号 1,146,600 円の内の補助分) |
| 国 庫 補 助 事 業 費 | 1,390,000 | 1,390,000 | 別掲内訳 |
| 社会福祉医療機構助成費 | 0 | 0 | 平成 16 年度は実施なし |
| 寄 付 金 | — | 0 | |
| 雑 収 入 | 400,000 | 474,368 | 保険手数料、オムツ手数料、利子等 |
| 合 計 | 9,088,124 | 9,190,492 | |

<支 出>

| 項 目 | 16 年度予算 | 16 年度決算 | 摘 要 |
|----------------|-----------|-----------|--|
| 会 議 費 | 400,000 | 406,908 | 大会 20 万円、役員会 5 万×2、その他会議室代等 |
| 研 修 費 | 750,000 | 737,785 | 大会 50 万、事務局大会参加費、関係団体研修等 |
| 会 報 費 | 2,000,000 | 1,955,100 | 71 号 336,000 円、72 号 472,500 円、73 号 1,146,600 円 |
| 関 係 団 体 分 担 金 | 136,000 | 136,000 | 推進連盟 91,000 円、美術展 40,000 円、日肢教研 5,000 円 |
| 渉 外 費 | 50,000 | 10,000 | 他団体祝金、周年行事出席、香典等 |
| 地 区 助 成 費 | 420,000 | 420,000 | 70,000 円×6 ブロック |
| 交 通 費 | 350,000 | 364,430 | 会長・事務局員大会参加費、一般交通費、会長他大会参加費 |
| 通 信 費 | 650,000 | 635,930 | 電話代、郵券、会報郵送費、会費振り込み代、宅急便代 |
| 事 務 局 運 営 費 | 2,480,000 | 2,268,552 | 事務所使用料、事務局員給料、<かたつむり>支払い等 |
| 国 庫 補 助 事 業 費 | 1,390,000 | 1,390,000 | 別掲内訳 |
| 社会福祉医療機構助成費 | 0 | 0 | 平成 16 年度は実施なし |
| 事 務 用 品 費 | 150,000 | 147,134 | 封筒、消耗品、一般文書印刷等 |
| 備 品 費 | 80,000 | 100,207 | パソコン関連等 |
| 雑 費 | 30,000 | 42,484 | 貸し金庫使用料等 |
| 予 備 費 | 2,124 | 0 | |
| 50 周 年 用 別 会 計 | 200,000 | 200,000 | 50 周年記念大会口座へ |
| 次 年 度 繰 越 金 | 0 | 375,962 | |
| 合 計 | 9,088,124 | 9,190,492 | |

国庫補助事業費内訳

| 項 目 | 16 年度予算 | 16 年度決算 | 適 用 | |
|--------|---------------------------|-----------|-----------|----------------|
| 国庫補助事業 | 保 護 者 研 修 会 | 30,000 | 30,000 | 全国大会 (北海道) 拓北養 |
| | | 30,000 | 30,000 | 中部ブロック 石川県立養 |
| | | 30,000 | 30,000 | 東京 村山養 |
| | ボランティヤ研修会 | 50,000 | 50,000 | 近畿ブロック 丹羽養 |
| | | 50,000 | 50,000 | 中国・四国ブロック 岡山養 |
| | | 400,000 | 400,000 | 北海道・東北ブロック 旭川養 |
| | 在 宅 重 度 障 害 児 集 団 療 育 事 業 | 400,000 | 400,000 | 関東・甲越ブロック 平塚養 |
| | | 400,000 | 400,000 | 九州ブロック 延岡養 |
| | | 400,000 | 400,000 | |
| | 合 計 | 1,390,000 | 1,390,000 | |

特 別 会 計

| 年 月 日 | 適 用 | 収入金額 | 支出金額 | 残高金額 | 備 考 |
|-----------|-------------------------------|---------|---------|---------|---------------|
| H15. 3.27 | 平成 14 年度本部会計より | 200,000 | | 200,000 | |
| H16. 2.23 | 利 息 | 1 | | 200,001 | |
| H16. 3.18 | 平成 15 年度本部会計より | 200,000 | | 400,001 | |
| H16. 7.12 | 創立 50 周年記念京都大会事務局へ | | 400,001 | 0 | 振込み手数料は本部会計より |
| H16. 8.23 | 利 息 | 1 | | 1 | |
| H16.12.13 | ひいらぎ分送付と一緒に創立 50 周年記念京都大会事務局へ | | 1 | 0 | 振込み手数料は本部会計より |
| H17. 3.24 | 平成 16 年度本部会計より | 200,000 | | 200,000 | |

決 算 報 告

上記のとおり平成 16 年度の収支決算を報告いたします。

平成 17 年 3 月 31 日

全国肢体不自由養護学校 P T A 連合会

会 長 木 村 知 鶴 ㊟

会 計 石 井 利 恵 ㊟

会 計 監 査 報 告

平成 17 年 5 月 18 日 監査を実施した結果、適正に処理されていることを認めます。

平成 17 年 5 月 18 日

全国肢体不自由養護学校 P T A 連合会

監 事 伴 亨 夫 ㊟

監 事 森 泉 由 美 子 ㊟

- 東京芸術劇場にて常陸宮殿下ご臨席のもと表彰状および作品鑑賞 12/10
下記の方々が全国肢体不自由養護学校PTA連合会を受賞(敬称略)

(書の部) 福井県立福井養 岡井理奈
(絵画の部) 鹿児島県立鹿児島養 田中勝也

- (5) 第28回日本肢体不自由教育研究大会への参加

8月9日～10日 於：タワーホール船堀

- (6) その他

- 各地区主催の肢体不自由養護学校PTA連合会及び校長会合同研究会への参加

関東・甲越ブロック…第40回関東・甲越地区肢体不自由養護学校PTA連合会総会およびPTA・校長会合同研究協議会

主管校(千葉県立松戸養) 7月25日～26日

- 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会

特殊教育免許の総合化に関するワーキンググループへの参加 4/22・11/25・12/13・H17/2/28・3/22

- 日本筋ジストロフィー協会

第41回全国大会へ出席 5/16

- 内閣府主催 平成16年度「障害者の日」記念の集いへ出席 12/9 於：有楽町朝日ホール

- NHKハート展 開会式出席 H16/3/2 日本橋三越本店

7. 関係友好団体への後援

- 日本肢体不自由児協会主催「第23回肢体不自由児・者の美術展」

- 第28回日本肢体不自由教育研究大会

- 第37回全国肢体不自由児・者父母の会連合会全国大会

- てんかん協会・てんかん学基礎講座(協賛名義使用)、全国大会(協賛名義使用)

- 第40回関東・甲越地区肢体不自由養護学校PTA連合会総会およびPTA・校長会合同研究協議会(千葉大会)

- 第42回中部地区肢体不自由教育研究大会(三重大会)

8. 50周年記念大会用積立金について

平成16年度の会費徴収とともに集金した、各校2,000円の積立金は平成16年7月12日および12月13日(ひいらぎ養分)に50周年京都大会事務局の口座へ振り込みました。

9. 「全肢P連安心補償制度」加入状況

(制度引受会社 株式会社損害保険ジャパン)

平成16年度加入件数 963件

保険手数料 356,143円

10. 紙おむつ団体扱い購入の手数料について

リブドゥコーポレーション 107,183円

大王製紙(セイノー商事) 11,025円

計 118,208円

表彰者の確認

感謝状

全国肢体不自由養護学校PTA連合会前会長 村上節子様

全国肢体不自由養護学校PTA連合会前副会長 中里秋子様

なお、村上節子様には本会の規約の第16条及び細則第5条

(2)、同6条(3)により総会において顧問の承認を得ました。

平成17年度事業計画

1. 総会及び研究大会

平成16年8月21日(日)～23日(火)

於：大宮ソニックシティ

(さいたま市大宮区桜木町1-7-5 電話 048-647-4111)

主 題 『21世紀に生きる子どもたちの、生きがいと自立を支える特別支援教育・肢体不自由教育および社会づくりの推進のため、PTA活動はどうあればよいか』

- (1) 分科会 第1分科会 「学校との連携」
第2分科会 「地域との連携」
第3分科会 「進路確保A(地域・施設等)」
第4分科会 「進路確保B(就労・進学等)」
第5分科会 「機器の利用」
第6分科会 「医療との連携」

(2) 講 和

テーマ 「特別支援教育の動向と肢体不自由養護学校の課題」

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特殊教育調査官

下山直人氏

(3) シンポジウム

テーマ 「乳幼児期から学校卒業まで、共に学び共にくらす社会をめざす一貫した支援を求めて」—教育、医療、福祉、労働の連携の在り方—

《コーディネーター》

前埼玉県特殊学校長会会長

林

功氏

《シンポジスト》

埼玉県特別支援教育課ノーマライゼーション教育推進担当

主任指導主事

宇田川和久氏

出かける喜びを、一人でも多くの方へ。

日産のライフケアビークル。

キューブ チェアキャブ スロープタイプ
(車いす2名仕様)



セレナ チェアキャブ スロープタイプ



目的にあわせて4つの中から、ご希望の仕様をお選びいただけます！

| | | | |
|---------|--------------|------------|-------------|
| パーソナル向け | | セレナ だけ! | |
| | 車いす1名 セカンド仕様 | | 車いす1名 サード仕様 |
| 施設向け | | セレナ だけ! | |
| | 車いす2名仕様 | | 車いす1名 送迎仕様 |

出かける喜びをシフトする。日産自動車グループでは、生活のいろいろなシーンでお役に立ちたいとの意味を込め、福祉車両を「ライフケアビークル」(Life Care Vehicles)と呼んでいます。ライフケアビークルについてのご相談は、お近くの日産自動車販売会社で承っております。カタログをご要望の方は下記オーテックジャパンでも承っております。

株式会社オーテックジャパン 〒253-8571 神奈川県茅ヶ崎市萩園824-2 TEL 0467-87-8001 LV.nissan.co.jp



社会福祉法人毛呂病院光の家施設長

丸 木 和 子 氏

埼玉県立熊谷養護学校教諭

野 村 春 文 氏

埼玉県立越谷養護学校PTA

宮 尾 公 望 氏

《テーマアドバイザー》

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特殊教育調査官 下 山 直 人 氏

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉専門官 渡 邊 雅 浩 氏

厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇

用対策課 障害者雇用専門官 小 嶋 文 浩 氏

2. 役員会

(1) 平成17年8月21日(日)

於：大宮ソニックシティ

(2) 平成18年1月23日(月)

於：東京都立小平養護学校

3. 会報の発行

(1) 第74号 会報 平成16年7月15日 21,000部発行

(2) 第75号 会報 平成16年10月15日 21,000部発行

(3) 第76号 会報 平成16年12月15日 10,000部発行

＜全国大会（埼玉大会）特集号＞

4. 全国心身障害児福祉財団事業

【国庫補助事業】

《保護者研修会》

大会

関東・甲越ブロック

埼玉県立越谷養

北海道・東北ブロック

秋田県立秋田養

東京都

東京都立町田養

《ボランティア研修会》

関東・甲越ブロック

東京都立八王子東養

中部ブロック

三重県立草の美養

《在宅重度障害児集団療育事業》

中部ブロック

愛知県立港養

近畿ブロック

明石市立明石養

中国・四国ブロック

愛媛県立第一養

【社会福祉法人 全国心身障害児福祉財団主催事業】

《競輪場を利用した地域指導者養成研修会》

開催会場（予定）

●福島県いわき市（8月）

●静岡県伊東市（9月）

●三重県松坂市（9月）

●京都府向日市（11月）

●香川県高松市（1月）

●佐賀県武雄市（2月）

《ふれあいの輪をひろげる子どもたちフェスティバル》

平成17年11月19日(土) 函館市で開催予定

5. 50周年記念大会について

(1) 50周年記念大会「京都大会」実行委員会への参加

(2) 全肢P連結成50周年記念誌編集委員会の開催

6. 関係団体事業および行事への参加

(1) 関係各省庁への陳情および会議などへの参加要請

(2) 全国特別支援教育推進連盟理事会および行事への参加

(3) 全国心身障害児福祉財団父母連絡会その他への参加

国庫補助事業、日本自転車振興会事業などの説明会

(4) 肢体不自由児・者の美術展（社会福祉法人 日本肢体不自由児協会）への協力、運営委員会、審査会への参加なら

びに全国肢体不自由養護学校PTA連合会賞の授与

12月中旬頃東京芸術劇場にて常陸宮殿下ご臨席のもと

で表彰式

（書の部）（絵画の部）

(5) その他

●関係友好団体及び各地区主催の地区大会への後援

●各地区主催の肢体不自由養護学校PTA連合会・校長会

合同研究協議会へ参加

●日本肢体不自由教育研究大会への参加および運営委員と

して参加

●中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会専門委

員として参加

表彰者の確認と顧問の推薦

感 謝 状

全国肢体不自由養護学校PTA連合会前副会長

（全国肢体不自由養護学校長会前会長）

伊 東 光 雄 様

全国肢体不自由養護学校PTA連合会前副会長

本 宿 和 江 様

全国肢体不自由養護学校PTA連合会前事務局長

津久井 孝 子 様

顧問の推薦

本会の規約に基づき 伊東光雄様を平成17年8月21日の役

員会で顧問に推薦、総会で承認を得る。

全国心身障害児福祉財団事業実施地区割り当て

| 年 度 | | | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|----------------------------|--------|-------|-----------|--------|--------------|-----------|---------|
| 国 庫 補 助 事 業 | 保護者研修会 | 3回 | 大会（関東・甲越） | 大会（中部） | 50周年記念大会（近畿） | 大会（中国・四国） | 大会（九州） |
| | | | 北海道・東北 | 中国・四国 | 九 州 | 近 畿 | 関 東・甲 越 |
| | 東京 | 東 京 | 東 京 | 東 京 | 東 京 | 東 京 | |
| ボランティア研修会 | 2回 | 関東・甲越 | 北海道・東北 | 近 畿 | 関 東・甲 越 | 北海道・東北 | |
| | | 中 部 | 九 州 | 中国・四国 | 中 部 | 九 州 | |
| 在宅重度障害児 集団療育事業 | 3回 | 中 部 | 北海道・東北 | 中 部 | 北海道・東北 | 中 部 | |
| | | 近 畿 | 関 東・甲 越 | 近 畿 | 関 東・甲 越 | 近 畿 | |
| | | | 中国・四国 | 九 州 | 中国・四国 | 九 州 | 中国・四国 |

*当該年度の事業のブロック別分担は、定められた順番で進めており、ブロック毎に担当の学校を4月中旬頃を目途に決定して、各ブロック事務局より本部事務局まで連絡して頂いています。

なお、ブロックによっては総会によって決まるなどの連絡が入りますが、財団へ提出する書類が5月中ですので内定の段階で連絡をお願いしています。

平成17年度 会 計 予 算

<収 入>

単位 円

| 項 目 | 16年度予算 | 17年度予算 | 摘 要 |
|-------------|-----------|-----------|---------------------------------------|
| 前年度繰越金 | 534,974 | 375,962 | |
| 会 費 | 5,904,150 | 5,938,450 | 350円×16,967人 在籍児童生徒数(分担金) |
| 日本自転車振興会補助金 | 859,000 | 859,000 | 日本自転車振興会補助金(会報第76号大会号1,146,000円の内補助分) |
| 国庫補助事業費 | 1,390,000 | 1,390,000 | 別掲内訳 |
| 社会福祉医療機構助成費 | 0 | 0 | 平成17年度は実施予定はありません |
| 寄 付 金 | — | 74,349 | |
| 雑 収 入 | 400,000 | 400,000 | 保険手数料、オムツ手数料、利子等 |
| 合 計 | 9,088,124 | 9,037,761 | |

<支 出>

| 項 目 | 16年度予算 | 17年度予算 | 摘 要 |
|-------------|-----------|-----------|-----------------------------------|
| 会 議 費 | 400,000 | 400,000 | 大会20万円、役員会5万円×2、その他会議室代等 |
| 研 修 費 | 750,000 | 750,000 | 大会50万円、事務局大会参加費、関係団体研修等 |
| 会 報 費 | 2,000,000 | 2,000,000 | 74号、75号会報代、76号会報代1,146,600円 |
| 関係団体分担金 | 136,000 | 136,000 | 推進連盟91,000円、美術展40,000円、日肢教研5,000円 |
| 渉 外 費 | 50,000 | 50,000 | 他団体祝い金、周年行事出席、香典等 |
| 地 区 助 成 費 | 420,000 | 420,000 | 7万円×6ブロック |
| 交 通 費 | 350,000 | 250,000 | 会長・事務局員大会参加費、一般交通費、会長他大会参加費 |
| 通 信 費 | 650,000 | 650,000 | 電話、郵券、会報郵送費、会費振込み代、宅急便代 |
| 事務局運営費 | 2,480,000 | 2,480,000 | 事務所使用料、事務局員給料、<かたつむり>派遣支払い |
| 国庫補助事業費 | 1,390,000 | 1,390,000 | 別掲参照 |
| 社会福祉医療機構助成費 | 0 | 0 | 平成17年度は実施予定はありません |
| 事務用品費 | 150,000 | 150,000 | 封筒、消耗品、一般文書印刷等 |
| 備 品 費 | 80,000 | 80,000 | パソコン関連等 |
| 雑 費 | 30,000 | 30,000 | 貸し金庫使用料等 |
| 予 備 費 | 2,124 | 51,761 | |
| 50周年用別会計 | 200,000 | 200,000 | 50周年記念大会口座へ |
| 合 計 | 9,088,124 | 9,037,761 | |

国庫補助事業費内訳

| | 項 目 | 16年度予算 | 17年度予算 | 適 用 |
|--------|-------------------|---------|-----------|-----------------|
| 国庫補助事業 | 保 護 者 研 修 会 | 30,000 | 30,000 | 全国大会(埼玉) 越谷養 |
| | | 30,000 | 30,000 | 北海道・東北ブロック 秋田養 |
| | | 30,000 | 30,000 | 東京 町田養 |
| | ボランティア研修会 | 50,000 | 50,000 | 関東・甲越ブロック 八王子東養 |
| | | 50,000 | 50,000 | 中部ブロック 草の実養 |
| | 在宅重度障害児 集団療育事業 | 400,000 | 400,000 | 中部ブロック 港養 |
| | | 400,000 | 400,000 | 近畿ブロック 明石養 |
| | | 400,000 | 400,000 | 中国・四国ブロック 愛媛第一養 |
| | | 合 計 | 1,390,000 | 1,390,000 |

平成17年度 全国肢体不自由養護学校PTA連合会役員

| 役職名 | 氏名 | 所 属 | ブロック | 備 考 |
|-------|-----------|-----------------------|--------|-----------|
| 会 長 | 木 村 知 鶴 | 東京都立小平養護学校PTA会長 | 関東・甲越 | |
| 副 会 長 | 池 田 敬 史 | 東京都立あきる野学園養護学校校長 | 関東・甲越 | 全肢長会長 |
| 〃 | 柴 田 あ き い | 東京都立多摩養護学校PTA会長 | 関東・甲越 | 都肢P連会長 |
| 〃 | 真 坂 孝 助 | 秋田県立勝平養護学校PTA会長 | 北海道・東北 | ブロック長 |
| 〃 | 田 中 薫 | 埼玉県立川島ひばりが丘養護学校PTA会長 | 関東・甲越 | ブロック長 |
| 〃 | 中 根 登 紀 子 | 埼玉県立越谷養護学校PTA会長 | 関東・甲越 | 大会実行委員長 |
| 〃 | 林 広 二 郎 | 福井県立福井養護学校PTA会長 | 中 部 | ブロック長 |
| 〃 | 林 邦 江 | 神戸市立友生養護学校PTA会長 | 近 畿 | ブロック長 |
| 〃 | 杉 本 久 典 | 高知県立高知若草養護学校PTA会長 | 中国・四国 | ブロック長 |
| 〃 | 興 梶 律 子 | 宮崎県立延岡養護学校PTA会長 | 九 州 | ブロック長 |
| 理 事 | 木 村 知 鶴 | 東京都立小平養護学校PTA会長 | 関東・甲越 | |
| 〃 | 池 田 敬 史 | 東京都立あきる野学園養護学校校長 | 関東・甲越 | |
| 〃 | 柴 田 あ き い | 東京都立多摩養護学校PTA会長 | 関東・甲越 | |
| 〃 | 真 坂 孝 助 | 秋田県立勝平養護学校PTA会長 | 北海道・東北 | |
| 〃 | 宮 澤 知 明 | 秋田県立勝平養護学校校長 | 北海道・東北 | |
| 〃 | 中 根 登 紀 子 | 埼玉県立越谷養護学校PTA会長 | 関東・甲越 | 大会主管校会長 |
| 〃 | 稲 葉 一 美 | 埼玉県立越谷養護学校校長 | 関東・甲越 | 大会主管校校長 |
| 〃 | 田 中 薫 | 埼玉県立川島ひばりが丘養護学校PTA会長 | 関東・甲越 | |
| 〃 | 平 田 節 雄 | 埼玉県立川島ひばりが丘養護学校校長 | 関東・甲越 | |
| 〃 | 林 広 二 郎 | 福井県立福井養護学校PTA会長 | 中 部 | |
| 〃 | 松 井 富 美 恵 | 福井県立福井養護学校校長 | 中 部 | |
| 〃 | 奥 田 和 子 | 岐阜県立関養護学校PTA会長 | 中 部 | 次期大会主管校会長 |
| 〃 | 近 藤 一 郎 | 岐阜県立関養護学校校長 | 中 部 | 次期大会主管校校長 |
| 〃 | 林 邦 江 | 神戸市立友生養護学校PTA会長 | 近 畿 | |
| 〃 | 酒 井 修 一 郎 | 西宮市立西宮養護学校校長 | 近 畿 | |
| 〃 | 杉 本 久 典 | 高知県立高知若草養護学校PTA会長 | 中国・四国 | |
| 〃 | 加 藤 秋 美 | 高知県立高知若草養護学校校長 | 中国・四国 | |
| 〃 | 興 梶 律 子 | 宮崎県立延岡養護学校PTA会長 | 九 州 | |
| 〃 | 新 穂 洋 子 | 宮崎県立延岡養護学校校長 | 九 州 | |
| 評 議 員 | 小 泉 富 治 | 北海道真駒内養護学校PTA会長 | 北海道・東北 | |
| 〃 | 山 田 規 美 江 | 北海道真駒内養護学校校長 | 北海道・東北 | |
| 〃 | 小 河 美 智 子 | 横浜市立中村養護学校PTA会長 | 関東・甲越 | |
| 〃 | 松 崎 紀 一 | 横浜市立中村養護学校校長 | 関東・甲越 | |
| 〃 | 佐 藤 貴 志 | 三重県立養護学校北勢きらら学園PTA会長 | 中 部 | |
| 〃 | 藤 井 明 宣 | 三重県立城山養護学校校長 | 中 部 | |
| 〃 | 山 崎 木 実 | 奈良県立奈良養護学校PTA会長 | 近 畿 | |
| 〃 | 大 藤 隆 彦 | 兵庫県立播磨養護学校校長 | 近 畿 | |
| 〃 | 保 住 孝 芳 | 岡山県立岡山東養護学校PTA会長 | 中国・四国 | |
| 〃 | 淵 本 弘 道 | 岡山県立岡山東養護学校校長 | 中国・四国 | |
| 〃 | 狩 生 久 守 実 | 大分県立別府養護学校PTA会長 | 九 州 | |
| 〃 | 野 田 宏 道 | 大分県立別府養護学校校長 | 九 州 | |
| 監 事 | 高 橋 史 | 東京都立府中養護学校PTA会長 | 関東・甲越 | 都肢P連副会長 |
| 〃 | 土 井 富 夫 | 東京都立城北養護学校校長 | 関東・甲越 | |
| 事務局長 | 佐 竹 京 子 | 全国肢体不自由養護学校PTA連合会事務局内 | | |

全肢P連顧問名簿

| 氏名 | 役名 |
|-------|------------------------------|
| 埜野 兪 | S 50 年度～S 53 年度 会長（都立光明） |
| 西村 悠夫 | S 54 年度～S 55 年度 会長（都立江戸川） |
| 西端 工 | S 56 年度～S 57 年度 会長（都立城南） |
| 前田 清 | S 58 年度～S 59 年度 会長（都立光明） |
| 高本 和昌 | S 63 年度～H 2 年度 会長（都立城南） |
| 永島 弘子 | H 3 年度 会長（都立北） |
| 谷口 篤 | H 8 年度～H 12 年度 会長（都立北） |
| 佐竹 京子 | H 13 年度 会長（国立筑波大附属桐が丘） |
| 村上 節子 | H 14 年度～H 15 年度 会長（都立城北） |
| 早瀬 俊夫 | S 47 年度 全肢長会長 |
| 中島 秀夫 | S 54 年度～S 58 年度 全肢長会長 |
| 石川 昌次 | S 59 年度～S 60 年度 全肢長会長 |
| 三浦 和 | S 61 年度～H 元年度 全肢長会長 |
| 青柳 勝久 | H 4 年度～H 5 年度 全肢長会長 |
| 鈴木 峻 | H 6 年度～H 8 年度 全肢長会長 |
| 林 友三 | H 9 年度～H 11 年度 全肢長会長 |
| 今里 勉 | H 12 年度 全肢長会長 |
| 飯野 順子 | H 13 年度 全肢長会長 |
| 能瀬 廉英 | H 14 年度 全肢長会長 |
| 福地 周一 | 元今津養護 P T A 会長 |

| | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 有田 孝 H 16 年 3 月 23 日ご逝去 | S 60 年度～S 62 年度 会長（都立大泉） |
| 鈴木 盛雄 H 17 年 6 月 21 日ご逝去 | H 4 年度～H 7 年度 会長（都立光明） |



学校への送り迎えを もっと便利に！快適に。

Ractis 新登場！
ラクティス 車いす仕様車(スロープタイプ)



※車いすは装備に含まれません。



ここが
便利!!

ママの
近くに乗車

1.5列目乗車



※タイプIIのみ

家族
みんなで

4名乗車



雨の日
でも安心

車いすのまま乗車



ラクティスのご購入は全国トヨペット店・カローラ店まで

詳しくはこちら ▶ <http://toyota.jp/welcab>

お問い合わせ・カタログのご請求は
トヨタ自動車株式会社 お客様相談センター

☎ 0800-700-7700

受付時間 9:00～18:00

カタログの
ご請求は
24時間受付

全国肢体不自由養護学校 P T A 連合会規約

第一章 名 称

第 1 条 この会は全国肢体不自由養護学校 P T A 連合会といい、事務所をこの会の定める場所におく。

第二章 目的及び活動

第 2 条 この会は肢体不自由養護学校 P T A 相互の協調をはかるとともに、全国における肢体不自由教育の向上発展を促進することを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. 各単位 P T A の連絡、協調につとめ、会員相互の親睦を図る。
2. 肢体不自由者の福祉増進につとめる。
3. 肢体不自由教育の発展向上を促進する。
4. 肢体不自由教育費を拡充することにつとめ、またこの教育に関する諸法規の整備に協力する。
5. その他この会の目的を達するために必要な活動をする。

第三章 方 針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民間団体であって、次の方針に従って活動する。

1. この会の目的を達するために、他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や派にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。

第四章 構 成

第 5 条 この会の会員は全国の肢体不自由養護学校の単位 P T A とする。

第 6 条 この会を構成する単位 P T A は分担金を納めるものとする。

第 7 条 この会を構成する単位 P T A は平等の義務と権利を有する。

第五章 役 員

第 8 条 この会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
1. 副会長 若干名

1. 理 事 19 名以内

1. 監 事 2 名

1. 評議員 12 名

第 9 条 会長および副会長は理事会において互選し総会の承認を受ける。

第 10 条 理事は各ブロックの会員の推薦により各 2 名宛選出する。

但し、ブロックに関係なく在京の会員より 1 名、大会開催関係都道府県より 4 名以内を選出する。

第 11 条 評議員は、各ブロックの会員の推薦により 2 名宛選出する。

第 12 条 監事は理事、評議員以外の会員中より総会において選出する。

第 13 条 役員の任期は 1 年とする。但し、重任を妨げない。

第 14 条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総覧する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は会長・副会長を補佐し、会務を処理する。
4. 評議員はこの会の重要事項を審議する。
5. 監事はこの会の経理を監査する。

第 15 条 この会に事務局を設ける。事務局は、事務局長・庶務・会計各 1 名をもって構成し、人事は理事会にはかり、会長が委嘱する。

第 16 条 理事会の推薦により顧問をおくことができる。

第六章 会 議

第 17 条 総会はこの会の最高決議機関であり、事業報告・決算の承認、事業計画・予算の審議及び承認、役員の承認ならびに規約の改正、その他重要事項を審議する。

第 18 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は毎年 1 回開催する。
2. 会長が必要と認めるとき、または会員の 1/3 以上の要求があったとき臨時総会を開く。

第 19 条 総会は会員の過半数の出席を以て成立

し、決議は出席者の 2/3 以上の同意を必要とする。

第 20 条 理事会は必要に応じて開き、会長はこれを招集する。

第 21 条 理事会は、次のような会務を処理する。

1. 本会の重要事業を企画審議する。
2. 総会に提出する報告書の議案を作成する。
3. その他事業の推進に関すること。

第 22 条 評議員会は必要に応じ随時開き、会長はこれを招集する。

第 23 条 評議員会は次のような事項を審議する。

1. 総会及び理事会から委嘱された事項の審議。
2. その他必要な事項。

第七章 経 理

第 24 条 この会の経費は分担金、寄付金及びその他の収入によって支弁する。

第 25 条 単位 P T A の分担金は、別に定める規定により毎年 5 月に納入する。

第 26 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第八章 付 則

第 27 条 この規約は総会の議決を経なければ変更することはできない。

第 28 条 この会の運営に関しては、別に細則を定める。

第 29 条 本規約は昭和 40 年 5 月 25 日より実施する。

第 30 条 本規約は昭和 50 年 8 月 21 日より一部改正する。

本規約は昭和 60 年 8 月 23 日より一部改正する。

本規約は昭和 61 年 8 月 27 日より一部改正する。

本規約は平成元年 8 月 24 日より一部改正する。

本規約は平成 4 年 8 月 21 日より一部改正する。

本規約は平成 6 年 8 月 23 日より一部改正する。

全国肢体不自由養護学校 P T A 連合会細則

第 1 条 規約第 25 条に定める単位 P T A の分担金は、当分の間児童生徒一人あたり、年額 350 円の割とする。

但し、特別の事情のある場合は免除又は減額することができる。

第 2 条 当分の間、ブロックは次の通りとする。「北海道・東北」「関東・甲越」「中部」「近畿」「中国・四国」「九州」

第 3 条 各ブロックより選出される理事及び評議員は、それぞれ父母側 1 名、教師側 1 名とする。

第 4 条 本会と緊密な関わりのある関係諸団体など、または、個人に対する慶弔または寸志などは、その都度、会長が副会長および事務局長にはかり決定する。

第 5 条 規約第 16 条における顧問は、原則と

して次の基準によって推挙するものとする。

- (1) 本会の会長歴任者
- (2) 全国肢体不自由養護学校長会長歴任者
- (3) その他、役員会が推薦するもの

第 6 条 本会は総会において次の表彰を行う。

- (1) 本会の会長が退任したとき(感謝状)
- (2) 本会ならびに全国肢体不自由養護学校長会合同研究大会(全国大会)開催主管校の P T A 会長(感謝状)
- (3) 全国肢体不自由養護学校長の歴任者が、本会の副会長を退任したとき
- (4) その他、役員会が推薦するもの

第 7 条 本細則は昭和 40 年 5 月 25 日より実施する。

第 8 条 本細則は昭和 53 年 8 月 8 日より一部改正する。

本細則は昭和 55 年 8 月 21 日より一部改正する。

本細則は昭和 56 年 8 月 27 日より一部改正する。

本細則は昭和 61 年 8 月 27 日より一部改正する。

本細則は平成 2 年 8 月 23 日より一部改正する。

本細則は平成 8 年 8 月 22 日より一部改正する。

大会決議文を国の関係機関に提出

9月22日(木)、当会の木村会長、全肢長会長の池田校長先生(都立あきる野学園養護)と事務局長の佐竹とで、文部科学省へ埼玉大会ご出席のお礼を兼ねて、「全国大会決議文」をお届けしました。下山直人調査官のご配慮により特別支援教育課の滝本寛課長にご挨拶をし、直接お渡しする事が出来ました。

10月4日(火)には、厚生労働省社会・援護局の障害福祉課の渡邊雅浩氏へ埼玉大会のお礼と「全国大会決議文」をお渡しし、障害福祉課の10月に着任されたばかりの藤木則夫課長さんにご挨拶を申し上げました。同日、職業安定局の雇用対策課へお伺いし、小嶋文浩氏にもお礼を申し上げ、お渡し致しました。

また、22日午後からの全国特別支援教育推進連盟の第三回理事会では、木村会長から埼玉大会への理事長ご出席のお礼と全国大会開催の報告を致しました。

決議文

21世紀の我が国の障害者施策は、平成14年12月24日に閣議決定された「障害者基本計画」に基づく新障害者プランにより着々と整備が進んでいる。平成16年6月の改訂障害者基本法、本年4月の発達障害者支援法の施行により、特別支援教育の対象となる障害児・者も明確となった。平成15年の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」を踏まえ、現在、各学校においては、個別の指導計画を軸にした「個別の教育支援計画」の策定が進められている。一方、肢体不自由養護学校における今日的課題であった医療的ケアについても、国の法的解釈の方向性が示され、学校における看護師を中心とした新しい実施指針がスタートした。

さらに、地域で生きる子ども達の現在及び将来の生活に深く関係すると思われる、障害児・者の自立にかかる新しい法整備についても早期の検討・整備が待たれるところである。これからは、子どもたちを取り巻く、教育・福祉・労働・医療等、関係機関と私たちが強固なネットワークを構築し、生涯にわたり障害のある者となない者が互いに支え合う共生社会を目指して、これまで以上の理解啓発・充実に努める必要がある。

この度、全国肢体不自由養護学校PTA連合会ならびに全国肢体不自由養護学校長会は8月22日・23日の両日、埼玉県においてPTA・校長会合同研究大会『埼玉大会』を開催し、「21世紀に生きる子どもたちの、生きがいと自立を支える特別支援教育・肢体不自由教育および社会づくりの推進のため、PTA活動はどうあればよいか」を主題に研究協議を重ねた。

本大会の総意をもって、PTA会員ならびに校長会は次の事項の実現に向けて、会員一人一人が、関係各方面に諸問題への啓発と解決に積極的に働きかけることを決議する。

- 一 乳幼児期から生涯における教育・福祉・医療・労働等の各関係機関と共に「個別の支援計画」の策定および一貫した相談・支援体制を充実していくための連携体制を図る。
- 一 児童生徒の個々の教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」を策定し、教員と保護者および医療・福祉・労働の各分野の関係機関との連携を図りながら、計画の実施、評価を通して、特別支援教育の充実を促進する。
- 一 肢体不自由校がセンター的機能としての役割を担うため、地域のニーズを把握し、自立活動等のノウハウを生かした指導や相談機能体制等を促進する。
- 一 医療的ケアを必要とする児童生徒の安全・衛生面の管理、及び「盲・聾・養護学校における医療的ケア実施体制整備事業」を踏まえた体制整備を保護者の理解のもとに促進する。
- 一 障害のある児童生徒が等しく教育を受ける権利を確立するために、義務教育国庫負担制度の堅持及び就学奨励費の財源の確保、制度の堅持を図る。
- 一 情報機器(パソコン等)の整備と機器の開発(ソフトウェアを含む)および肢体不自由児・者のためのコミュニケーション支援・就労支援など機器を活用したIT指導の充実を図る
- 一 障害のある者が社会参加や自立生活が出来るよう、支援費などの福祉的制度の推進、そのための文部科学省と厚生労働省との枠を越えた協議を継続し、地域生活を支える社会福祉等の環境整備と充実を図る。

平成17年8月23日

全国肢体不自由養護学校PTA連合会
全国肢体不自由養護学校長会

具体的要望事項

1. 乳幼児期から学校卒業後まで「教育・福祉・医療・労働」の一貫した支援体制の促進
 - 養護学校が地域において、小・中学校等に対する教育等の支援、および多様なニーズに対応する特別支援教育のセンター的機能を促進してください。
 - 教育と福祉、医療機関との連携の充実、および促進するために文部科学省と厚生労働省との枠を超えた協議を継続してください。
 - 盲・聾・養護学校における医療的ケア実施体制整備事業を踏まえた体制整備(厚生労働省、平成16年10月通知)の構築を保護者の理解のもとに促進してください。

○居住地で障害のある子ども達と障害のない子ども達が交流活動を通して共に理解しあうための機会を促進してください。

2. 児童生徒の障害の重度重複化等に対応する教育的支援体制の整備・充実

- 教員、保護者および関係機関の共通理解のもとで「個別の教育支援計画」を作成し、一人一人に応じた指導を進めてください。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒のより良い教育の指導体制の為に、医療・福祉等の関係機関と連携し、校内において看護師を中心とした実施要項の策定を進め保護者との共通理解の上に、看護師と教員の協力体制の整備をしてください。
- 肢体不自由児の特化した個々のニーズに対応できる専門性豊かな教員の育成、および特殊教育の免許状保有率の向上を促進してください。
- 独立行政法人国立特殊教育総合研究所における特殊教育の専門的な研修等を積極的に推進し、特別支援教育コーディネーターの資質の確保と教員の専門性・資質の向上を図ってください。

- 最新情報技術（IT）を活用し、学習支援や生活の質（QOL）の向上になるように情報機器（パソコン等）の整備と肢体不自由児・者が使える機器（ソフトウェアを含む）の開発および指導員の育成をしてください。
- 養護学校高等部の設置促進、および養護学校訪問教育を整備、充実してください。

3. 児童生徒の社会参加と自立支援の促進

- 卒業後の自立や社会参加に向けて個別の移行支援計画を作成し、肢体不自由者の就労が実現するような教育・労働関係機関等が連携した就業支援を促進してください。
- 社会参加や自立生活がしやすいように、地域生活を支える社会福祉（ショートステイ、デイサービス、ホームヘルプ事業）の体制、および居住地にグループホーム等を促進してください。
- 重症心身障害児・者の通園事業を促進し、医療的ケアの必要な障害児・者も地域で生活が出来るよう、サービス事業の整備を促進してください。
- 公共の施設において障害のある者もない者も施設を利用しやすいようにバリアフリー化の促進、ならびに市区町村における具体的な施策を進めてください。

Be Free & Enjoy!
エリエール

GOO.N

GOO.Nだけのベビー用と大人用の中間サイズ

●GOO.NスーパーBIG



適応範囲の目安

- ウエストまわり : 50～70cm
- 体重 : 15～35kg
- 脚回り : テープ23～48cm
パンツ24～52cm
- 吸収量 : おしっこ約4回分
※当社調べ
- パック枚数 : テープ28枚・パンツ18枚
- ケース入数 : 4パック

宅配によるご購入をご希望の方へ

お電話または、インターネットにてスーパーBIGをケース単位で購入できます。

- 対象商品 : スーパーBIGテープ止めタイプ、スーパーBIGパンツタイプ
- 商品価格 : 8,000円/ケース(消費税・配送賃込み 沖縄・離島は別途運賃加算)
- ご注文先 : ①お電話での申し込み

(株)セイノー商事 0120-888-571までお申し込みください。(受付 平日9:00～17:00)
※申し込み時に「全肢P連の会員です」と伝えて下さい。

②ホームページからの申し込み

アドレス http://www.babygoo-n.com/frm_goods.htmlにアクセスしてお申し込みください。

※BIGより大きいサイズについては上記ホームページ上のみでの受付致します。
※遠隔地によっては納品までにお時間を頂く場合がございます。

問い合わせ先:03-3663-0938 (株)セイノー商事 木村

義務教育費国庫負担制度ならびに 奨励費制度の見直しの動きとその対応について

全国特別支援教育推進連盟 理事長 三 浦 和

はじめに

国と都道府県のそれぞれが、公立小中学校の教職員給与を半額ずつ負担する「義務教育制度」の見直し論が浮上してから相応の期間が経過しているが、引き続き平成18年までに検討がなされて、現状のままの制度存続か廃止かが決定されることとなる。

ご承知のように、補助金・負担金の削減、地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲の三つを同時一体的に改革してしまうのが「三位一体」という財政構造改革であるが、金額にして3兆円の地方への税源移譲に向け義務教育費国庫負担金制度の廃止策が強調されている。

しかしながら、現在の教育事情がもろもろ不確かさがあるなかであって、この義務教育費国庫負担制度を廃止することが、義務教育の安定と向上のために、果たして良きことであるのかどうか、まずはその一点について吟味をすることが肝要であると私は考える。

一方、三位一体のひとつである補助金の廃止と縮減に関することで、「特殊教育就学奨励費補助金」が挙げられている。

この補助金の廃止と縮減については、一時期、所轄官公庁間や自治体の慎重な姿勢による三すくみの状態もあったやに聞かすが、その後、全国知事会など地方6団体が、「国庫補助金制度に関する共同調査の結果について」（平成17年4月28日）の公表をしたことで世論の涌くところとなった。

この内容は、平成16年11月の政府・与党合意として、地方6団体が既に提出した「国庫負担金等に関する改革案」の趣旨を取り入れず、補助金等に係る多くの課題があると先送りをしたので、改めて「国庫補助負担金制度」がいかに地方の創意工夫を阻害しているか、その実態を明らかにするため共同調査を行って、その結果出た多くの意見をまとめ、補助金等の廃止とその一般財源化を再度要求したものである。

問題は、その調査によって「特殊教育就学奨励費補助金」（「特殊教育就学奨励費負担」も含む）が、具体的な事例と称するもののひとつとして紹介されるなど課題視されているが、その説明に納得のいかぬものがあるので後述する。

1. 義務教育費国庫負担制度への意見と対応

(1) 当制度に対する意見とその経過

平成16年11月の三位一体改革の政府・与党合意では、「義務教育については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する」とあり、こうした問題について平成17年2月より中央教育審議会の総会直属の部会として設置する義務教育特別部会に、簡単に言えば、その結論を委ねること

としている。また当該委員会の委員には地方6団体から3名委員として必ず参加することとし、多少の摩擦を生みながら会議が進行しており、この秋に答申が提示される。

もともと三位一体改革論では、小泉首相の諮問機関である「地方制度調査会（諸井慶会長）」による、行財政改革よりも地方分権に重きを置いた内容の意見書、また一方同じ諮問機関の「地方分権改革推進会議（西室泰三議長）」での、税源移譲を将来の増税時に先送りする行財政改革優先策と、地方分権重視の委員の試案賛成派から強固な議事運営策などが出たぐらい揉んだことも事実であり、また中央教育審議会義務教育特別部会の「審議経過報告（その2）」（平成17年7月20日）では、義務教育費国庫負担制度の廃止と地方移譲について賛成・反対の意見の両論併記で報告することを考えている。なお、この審議経過報告に対する意見募集は8月10日〆切りとされ、その後、審議会の最終的な詰めがなされ今秋提示されるが、その内容如何によってこの制度の方向づけの鍵となること必定である。

多くの中央教育審議会委員からは、この制度は教育の機会均等とその水準の維持向上を図る目的のものであり、地方での教育活動を制約するものではない、また現在は「総額裁量制」を導入して義務教育費国庫負担制度の運用をかなり柔軟にしているから地方6団体が目指している地方での教育の拡充はより容易なのではないかという意向に対し、地方6団体委員からは、一般財源化によってこそ地方は「義務標準法」など国の基準にあたるものを満たしながら、“当事者意識”を持って、教育環境、児童生徒の実状に応じた学校配置や弾力的な学級編成、教職員配置や弾力的な学級編成、教職員配置は可能となるとの意見が強くでているものである。

“地方における教育上での自由ならびに地方の裁量及び教育の効果”を求めるためには、義務教育費国庫負担制度の存廃そのものが影響すること大とは正直思われないが、“総額裁量制が導入されたからといって、国庫負担金制度が残る限り、文部科学省の統一的な基準があり、地方で新たな取り組みが可能になるのかどうか”との疑義を生じている地方6団体の委員の意向があるのを読みとりながら、なぜそのような見解が出るのか理不尽で腑に落ちない。

(2) 全国特別支援教育推進連盟の対応

当連盟の本年度の予算要望に関する重点のひとつとして、義務教育費国庫負担制度の堅持を挙げているが、当制度問題については、昨年の全国肢体不自由養護学校PTA連合会主催の全国大会北海道大会での大会全体講評の際にも申し上げたことだが、特に本年に入ってから、福島市、名古屋市、札幌市、新潟市そして7月30日には横浜市で「義務教育費国庫負担制度を堅持しよう！ 神奈川集会」が実施されている。

そのようななか、「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める実行委員会」が立ち上がり、8月中旬にはその関係機関から、

この実行委員会への参加要請があつて推進連盟もこれを受諾した。8月9日には事務局（全国中学校長会館）で「義務教育制度等に関する意見交換会」の開催があり、その後9月12日前後で「教育関係団体による義務教育費国庫負担制度の存続と少人数教育の推進を求める署名活動」の取り組みが開始され、現在、全国の小学校、中学校、特殊教育諸学校に署名用紙が配付されているところである。特殊教育関係は、全国特殊学校長会が、義務教育費国庫負担金制度の堅持を求める全国集会実行委員会事務局の一員として、署名用紙の配付作業を懸命にすすめている。構成団体には全国連合小学校長会、全国中学校長会や全国高等学校長協会等がある。

今後は、中央教育審議会の答申の時期との関連もあると思うが、10月下旬を目安にして署名を集約し、内閣府に持ち込まれるのであろう。当連盟の理事会も10月当初に開催するが、この後の進行と変化に対応すべく目下新聞紙上等報道・情報の把握に努めている。

2. 特殊教育就学奨励費制度への意見と対応

(1) 当制度に対する意見とその経過

平成17年4月28日の地方6団体発表の「国庫補助負担金制度に関する共同調査の結果について」で特殊教育就学奨励費制度は、国庫補助負担金制度の地方における創意工夫を阻害する6つの象徴的な要因の分類上の第1の「全国一律・画一的な補助基準が設定され、地域の実状にあった対応が困難な補助金」の主な事例として取り上げている。

その内容を紹介すると、“特殊教育就学奨励費補助金：体育実技用具費のうち、例えばスキー板、スキー靴、ストック、金具をセットで購入しなければ補助金対象とならない。そのため、スキー靴だけ必要な場合、それだけの購入では補助対象外となってしまう、保護者に負担をかけることになっている”とあるが、この事例紹介は全くの誤りであり、事実と正反対に異なりお粗末な揭示としか言いようがない。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」の政府要請を受けて、地方6団体が「国庫補助負担金等に関する改革案」（「地方の改革案」という）を取りまとめ、総理大臣に提出したのものには、第1期改革として3.2兆円にのぼる国庫補助負担金の廃止と、それに見合う税源として、所得税から住民税へ3兆円の移譲の実施を提言、これを平成18年度までに行い、19年度以降を第2期改革として地方自治の確立に向けた三位一体改革のための全体像の提示を行っている。（平成17年7月19日）これが「国庫補助負担金等に関する改革案（2）—3兆円の税源移譲を確実なものとするために—」である。前述の平成17年4月28日付けの「国庫補助負担金等に関する改革案（2）」の間の約3か月間に何があったかを、私ども連盟等の特殊教育就学奨励費制度にかかわった要望活動の一端を次に述べることで繋げていきたい。

(2) 全国特別支援教育推進連盟の対応

「18年度移譲対象補助金」一覧（平成18年度に優先して税源移譲すべき国庫補助負担金）をみると、文教・科学振興の分野の中の国庫補助負担金名目に特殊教育就学奨励費補助金と特殊教育就学奨励費負担金が掲載されており、それぞれに19億4千万円、40億4千万円の都合59億8百万円と記されている。

全国特別支援教育推進連盟としても予算要望の重点要望として「就学奨励費制度の堅持」を唱ったところであるが、地方6

団体の「国庫補助負担金制度に関する共同調査の結果」報告以後、何度かの地方6団体の協議後、先に述べた「18年度移譲対象補助金」の該当金目のリストアップの作業をすすめているとの報を受け、急遽その対応のため全国特別支援教育推進連盟の加盟団体全部に声を掛け協議し、移譲対象該当金目へのリストアップからの除外申請をする文書作成と申し入れを行った。当初は全国特別支援教育推進連盟の加盟団体のみで実施したが、なおリストアップする動きが止まらず、7月20日、地方6団体の代表の全国知事会事務局に陳情した。その際、全国特別支援教育推進連盟の要覧によって幅広い集まりである団体であり、この就学奨励費の堅持に皆期待をもっていること、また廃止による影響と地方移譲による地域別財政力格差に伴う問題、家庭における経済的理由による未就学増や長期欠席増への危惧、これらのことから障害児の教育の機会均等の保障や就学機会の確保の困難と先細り感、さらに、現在「特別支援教育」への全国的な移行期という大事な時期にあるときのこの大きな変化による混乱は避けたいことなどを訴えた。

なお、先のスキーと奨励費見解の事例のほか9項目の、地方の創意工夫を阻害している具体的事例がまとめられているが、教育委員会等の事務かたの意見が多く述べられ、教員等の意向が述べられていないのは、意見や意向のまとめ方としては納得のできにくいという感想を持たざるを得ない。

まとめとして

文部科学省は来年度から、市町村による教職員の独自の採用を、構造改革特区だけに認めていたものを全国に拡充することの報道があったが、小人数教育や不登校対策でもあったものが今後普及していく場合、当然、こうした市町村採用の教員の給与の一部を国が負担すべきかどうかという問題も出てこよう。

問題になることは、義務教育費国庫負担制度が教育制度の主たる縛りの根源となることなく、義務教育費のようなものへのねらい打ちとは別に、他に温存されてしまっている税源移譲に類するものは無いのかどうか、また特殊教育就学奨励費の国庫補助負担金目への指定59億8百万円よりも大きな金目が他に無いものかどうかさらに併せて考えて欲しいものである。

義務教育費国庫負担金制度の存廃については慎重を期していただきたい。国から地方へというが、義務教育にかかる営みは決して国が、また地方が、すべてに涉って出来るものではない。国としての規範性と地方における個別性との教育上の役割や機能や効果を、十分に検討を加えぬまま、財政・経済上の事由を優先し性急に対策を講じ、改革を練り上げてしまつては禍根を残すものと言わざるを得ない。教育は自由と規制の両者が相俟って成果を挙げ得るものと私は常々考えている。

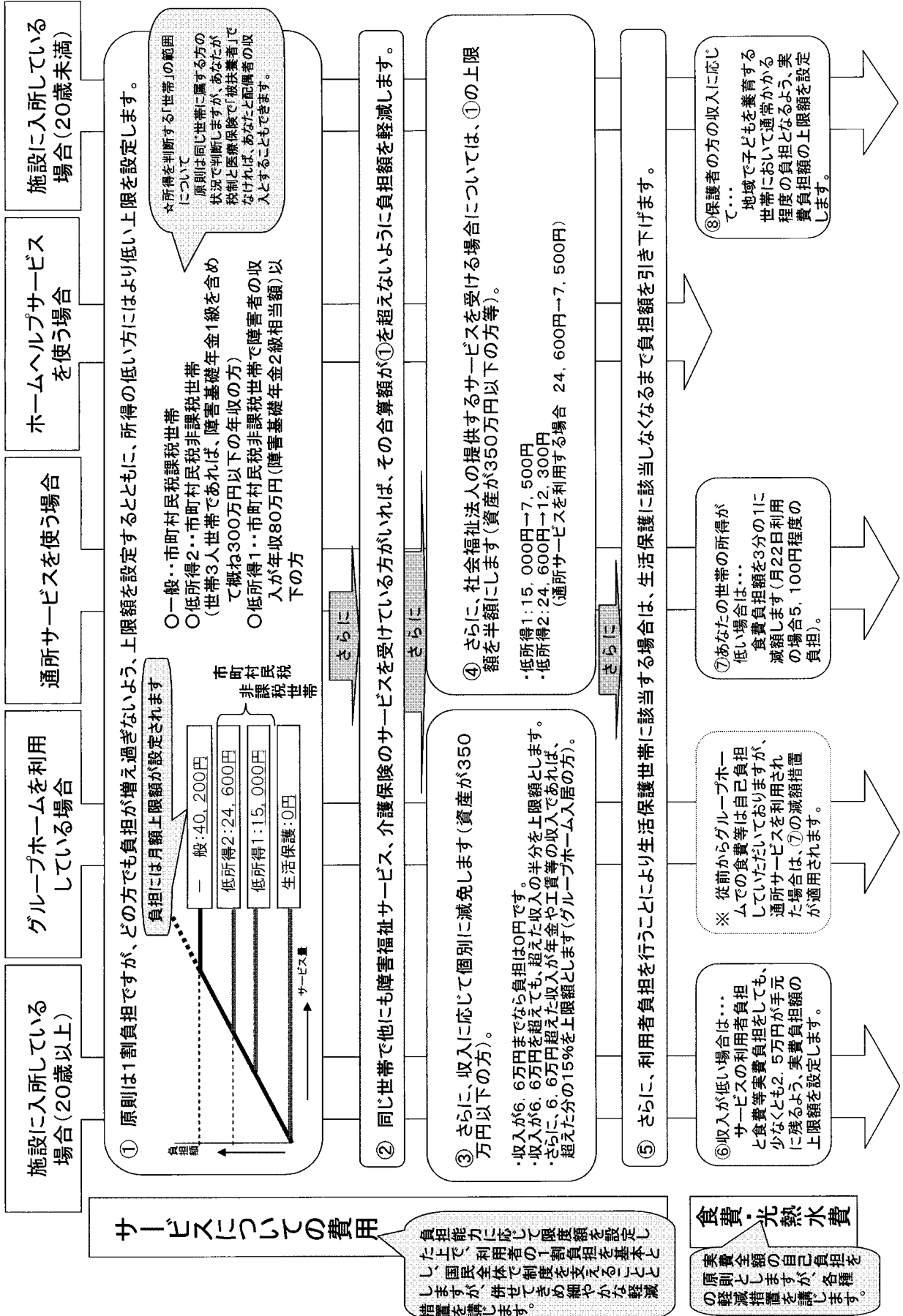
また、就学奨励費にしても、その他に代わるべきものがあるのであれば見出す努力が必要ではないか。もう少し見取図を持った形での負担金制度への杭打ち廃止論がでないのか心淋しい限りである。（9月末日までの状況にとどめる。）

9月28日の新聞報道によると、前日の27日に小泉首相は、文部科学省に、国と地方の税財政改革（三位一体改革）の焦点の「義務教育費国庫負担金」への対応として、地方案に沿って削減の方向を打ち出すよう求めたとある。国会所信演説の通りであり、一層、険しい道が続いており予断を許さない。

「障害者自立支援法」の審議経過報告

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
 障害者福祉専門官 渡邊雅浩

あなたの利用者負担はこうなります(福祉サービス)



障害者自立支援法について(情報提供) 10月5日現在

暑かった大宮の夏の大会も終わり、すっかり秋めいてまいりました。大会では、障害者自立支援法関係のお話をする時間がなかったため、この紙面をお借りして、現在の状況について、ご説明させていただきます。

まず、支援費制度については、サービスを実施する市町村が増え、それまでサービスを利用できなかった知的障害者や障害児の方を中心に多くの方が新たにサービスを利用できるようになった点などは評価すべきものと考えています。

しかしながら、同時に、現在の支援費制度は、

- ①財源を確保する仕組みが弱く、利用の伸びに国の予算がついていかないこと
- ②サービス利用のルールが市町村によりまちまちであることで、都道府県を比較すると約7倍を超える地域間の格差があること
- ③そもそも精神障害者が対象となっておらず障害種別で違いが生じているなどの課題を持っております。

このような課題を解決し、地域生活の支援を進めるため、「障害者自立支援法案」を提出しています。

障害者自立支援法案は、前の国会に予算に関連する法案として提出し、衆議院において、与党による修正の上可決しました。しかし、衆議院の解散により、参議院で審議未了により廃案となったところであります。

衆議院で可決された時、法案に追加や修正がなされました。その主な変更点は、目的規定の修正です。「障害者基本法の基本的理念にのっとり」が追加されました。この基本的理念とは、「個人の尊厳にふさわしい生活を保障される権利、社会、経済、文化その他あらゆる分野に参加する機会、障害を理由としての差別や権利利益侵害の禁止、国及び地方公共団体の責務、国民の理解、国民の責務や教育、職業、年金、障害者基本計画等」で、この理念にのっとり「障害者が一人ひとり能力や適性を持っているという考え方に立ち、それに応じた個別の支援を行う。自立した生活を営むことを支援する。障害者や障害児の福祉の増進とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる「地域社会づくり」を進めることを法案の目的としています。

また、検討する規定の修正・追加には「障害者の範囲」と「障害者の所得保障」の検討も追加されています。

法案の成立や施行が遅れると次のような課題を生じると考えられます。

それは、17年度予算だけではなく、18年度の予算にも不足が生じ、市町村の実務が混乱すること。規制緩和による就労支援の施策が遅れて、就労を希望する障害者に影響があること。

また、従来の制度ではサービスの対象とされていなかった精神障害者をサービスの対象とするなどの新たな施策の停滞もあります。

現在の状況を申し上げますと、障害者自立支援法案は、9月30日の閣議にて、特別国会に上程することが決まり、まず、10月5日参議院本会議にて大臣所信に対する質疑、自立支援法案提案理由説明をかわきりに、6日に参議院厚生労働委員会、7日に大阪にて地方公聴会を予定しており、審議ははじまりま

した。

今回提出の法案が特別国会で成立するとすれば、その成立の時期を仮に10月末と見込んだ場合には、前法案と同様に5カ月間の準備・周知期間を考慮し、利用者負担の施行日を平成18年1月1日から4月1日に変更することを予定しています。

最後に、法案が成立した場合、精神障害の方も含め、障害の種類にかかわらずサービスを利用できるようになること。サービス量が増え、どの地域でも、支援の必要度に応じてサービス利用できるようになること。「施設から出て地域で暮らす」「就労したい」といったニーズに合ったサービスが受けられること。

サービスを提供する事業者にとっては、一つの施設で障害の種類にかかわらずサービスを提供できるようになること。

規制緩和により、NPO等でも事業実施が可能となること。既存の社会資源(空き店舗等)を活用できること。小規模作業所の法定施設への転換が可能となること。がんばる事業者がきちんと評価される事業・報酬体系となること。

市町村にとっては、国の費用負担の責任が強化される等により、安定的な事業実施が可能となること。支給決定のルールや手続きが透明化、明確化され、サービスが必要な方に対して、より効果的な支援ができるようになること。障害福祉計画に定量的な目標を定めることにより、計画的なサービス基盤の整備が行えることです。

最後に、臨時国会の会期は、11月1日まで計42日間です。今後の国会の審議の状況にご注目ください。

委員会等の状況は、インターネットで「審議中継」で検索すると「参議院」、「衆議院」があります。是非ご覧ください。

編集後記

突然の国会解散で、審議の中の障害者自立支援法が廃案となりました。今回は、その後の審議等を厚生労働省の障害福祉専門官の渡邊雅浩氏に情報提供として(平成17年10月5日現在の経緯)書いて頂きました。併せて参考資料としての図表も掲載しております。この原稿を作成中の10月14日に同法案は参議院で賛成多数で可決されました。

また、義務教育費国庫負担制度の見直しから就学奨励費の廃止策に関することを全国特別支援教育推進連盟の三浦理事長から、保護者への負担を大変ご心配されてご執筆頂きました。全国特別支援教育推進連盟からの文部科学省への平成18年度予算要望書には当会の要望も記載されております。

他にも、今回初めてトヨタ自動車から新型の福祉車両の広告掲載があります。この福祉車両は養護学校の送迎をされているお母さん達からこんな車があったらいいな! とご意見を頂き開発の参考にされたそうです。過去にもトヨタ自動車の本社がある愛知県豊田市で豊田養護学校が現在のウェルキャブ福祉車両開発に参考意見を提供した経緯もあります。保護者の皆様への情報提供として掲載致しました。《事務局長 佐竹京子》